

社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の2から4までに掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

2 介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定及び法第7条第2号または第3号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した介護福祉士養成施設及び社会福祉士養成施設（以下「介護福祉士養成施設等」という。）に在学し、介護福祉士または社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し介護福祉士または社会福祉士修学資金（以下「介護福祉士等修学資金」という。）

を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した介護福祉士実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し介護福祉士実務者研修受講資金（以下「実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、介護職等として再就職するための準備金（以下「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

(実施主体)

第2条 本事業の貸付けは、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「介護福祉士等」とは、法第2条第2項に規定する介護福祉士または同条第1項に規定する社会福祉士をいう。

(貸付対象者、貸付期間及び金額等)

第4条 本事業の貸付対象者、貸付期間及び金額等は、次の2から4のとおりとする。なお、2か所以上の都道府県から重複して貸し付けを受けることはできないものとする。

2 介護福祉士等修学資金

(1) 貸付対象者は青森県に住民登録をしている者であって、介護福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められ、卒業後、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター、

独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」または独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において業務に従事する場合は全国の区域において。また、青森県において貸し付けを受け、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、青森県及び当該被災県において。以下同じ。）において介護福祉士として介護等の業務（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「局長通知」という。）の別添 2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」の 1 に掲げる施設における同 1 に掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事しようとする者。または社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められ、卒業後、県内において相談援助の業務（局長通知の別添 1「指定施設における業務の範囲等」の 1 に掲げる施設における同 1 に掲げる業務又は同別添 1 の 2 に掲げる施設における同 2 に掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事しようとする者であり、いずれも家庭の経済状況等から真にこの修学資金の貸し付けが必要と認められる者であること。

(2) 青森県に住民登録をしていない県内の介護福祉士養成施設等に在学する者、または県外の介護福祉士養成施設等の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ介護福祉士養成施設等での修学のため転居した者は、第 1 項の条件を以て、この修学資金の貸し付けの対象とすることができる。

(3) 貸付期間は介護福祉士養成施設等に在学する期間とする。

(4) 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次の①から④に定める額を加算することができるものとする。なお、通信課程で修学する場合は真に必要な額とする。

① 入学準備金 初回の貸し付け時に限り、200,000 円以内

② 就職準備金 最終回の貸し付け時に限り、200,000 円以内

（1 年間の専門課程に在学する場合は、入学準備金または就職準備金のいずれか）

③ 国家試験受験対策費用 卒業する日の属する年度（以下「卒業年度」という。）の初回の貸し付け時に限り 40,000 円以内（平成 28 年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者。）

④ 生活費加算 別表に定める一月当たりの貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額。ただし、貸付申請時に生活保護受給世帯、またはこれに準ずる経済状況にある世帯の世帯員である者であること。また、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。なお、準ずる経済状況については以下のとおりとする。

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛

金の減免

エ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

- (5) 既にこの修学資金の貸し付けを受けたことがある者で、当該貸し付けに係る介護福祉士養成施設等を卒業し、または退学した後、再び介護福祉士養成施設等に在学することとなったものは、この修学資金の貸し付けを受けることができない。ただし、当該退学が疾病その他やむを得ない理由によるものであると社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めたときはこの限りでない。

3 実務者研修受講資金

- (1) 貸付対象者は青森県に住民登録をしている者であって、介護福祉士資格取得に向けた向学心があり、実務者研修施設において研修を受講し、卒業後に介護福祉士国家試験の受験の意思があり、青森県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。
- (2) 貸付期間は実務者研修施設に在学する期間とする。
- (3) 貸付額は 200,000 円以内とし、次に掲げる経費に充当するものとする。
- ① 研修施設の授業料
 - ② 実習及び教材購入に係る費用
 - ③ 参考図書、学用品購入費用
 - ④ 国家試験受験手数料等費用
 - ⑤ その他、受講に必要となる経費として適当と会長が認めるもの
- (4) 貸付回数は一人当たり 1 回限りとする。

4 再就職準備金

- (1) 貸付対象者は青森県に住民登録をしている者、または青森県に所在する事業所、または施設に介護職員等として就労した者であって、次の①から④までに定める基準の全てを満たす者とする。
- ① 居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設または第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する者
 - ② 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設において介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得した者
 - ウ 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修を修了した

- 者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第 2 条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- ③ 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設または第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等（ただし週 20 時間以上の勤務を要すること）として就労した者
 - ④ 直近の介護職員等としての離職日から 3 か月以上経過した者であつて、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、青森県福祉人材センターまたは弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクに氏名及び住所等の届出または登録を行い、かつ第 5 条第 4 項にある再就職準備金利用計画書、届出書を提出した者
- (2) 貸付額は 200,000 円以内とし、次に掲げる経費に充当するものとする。
- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
 - ② 介護に係る軽微な情報収集、学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料、または教材購入に係る費用
 - ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴、訪問介護員等として利用者の宅居を訪問する際に必要となる道具または当該道具を入れる鞆等の費用
 - ④ 敷金、礼金、または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - ⑤ 通勤用の自転車、またはバイク等の購入費
 - ⑥ その他、再就職する際に必要となる経費として適当と会長が認めるもの
- (3) 貸付回数は一人当たり 1 回限りとする。

(貸し付けの申込み)

第 5 条 介護福祉士等修学資金及び実務者研修受講資金の貸し付けを受けようとする者（以下「修学資金等貸付申込者」という。）は、以下の書類を会長へ提出するものとする。

- (1) 修学資金貸付申請書（様式第 1 号）、介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（様式第 2 号）
- (2) 介護福祉士養成施設等及び実務者研修施設または本要綱第 4 条第 2 項第 1 号にある業務を行う事業所等の長の推薦状（様式第 4 号）
- (3) 貸し付けを受けようとする者の住民票
- (4) 連帯保証人の課税証明書
- (5) 介護福祉士等修学資金の貸付申込者が中高年離職者（離職後 2 年以内に介護福祉士養成施設等に入学した者で、入学時の年齢が 4 5 歳以上であるものをいう。以下同じ。）である場合は、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 7 条第 1 項に規定する離職証明書その他の離職の状況を確認することができる書類
- (6) 生活保護受給世帯の者が、介護福祉士養成施設等への入学前に貸付申請する場合は、前項第 1 項から第 4 項（第 2 項を除く）に掲げる書類の他、次の書類を添えて提出する

ものとする。

- ① 修学資金等貸付申込者が高校生である場合は、高校の調査書または内申書。それ以外の者の場合は、介護福祉士養成施設等での修学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就業意思等を記載した書面
 - ② 修学資金等貸付申込者の居住地を管轄する福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）等が発行する生活保護受給証明書
- 2 会長は、前項第6号の規定に基づく書類が提出された場合は、福祉事務所長に対して、貸付予定額を報告するとともに、介護福祉士等修学資金貸付申請者自立助長の効果に関する意見書（様式第5号）の提出を依頼するものとする。
 - 3 会長は、前項に規定する福祉事務所長の意見書の回答を確認し、介護福祉士等修学資金の貸付対象者としての選定を行うとともに、当該貸付申込者に対して介護福祉士養成施設等への入学選考前に貸付内定を通知するものとする。
 - 4 再就職準備金の貸し付けを受けようとする者（以下「再就職準備金貸付申込者」という。）は、以下の書類を会長に提出するものとする。
 - (1) 再就職準備金貸付申請書（様式第3号）
 - (2) 再就職準備金利用計画書（様式第23号）
 - (3) 届出書（様式第24号）
 - (4) 再就職準備金雇用（内定）に関する証明書（様式第25号）
 - (5) 貸し付けを受けようとする者の住民票
 - (6) 連帯保証人の課税証明書

（貸し付けの決定等）

- 第6条 会長は、前条の規定にある申請書等を受理したときは、本事業による貸し付けを行うかどうか決定しなければならない。
- 2 会長は、本事業による貸し付けを行うことを決定したときは、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書（様式第6号）、または介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定通知書（様式第7号）、または再就職準備金貸付決定通知書（様式第8号）を修学資金等貸付申込者、または再就職準備金貸付申込者に交付しなければならない。
 - 3 会長は、本事業による貸し付けを行わないことを決定したときは、修学資金（再就職準備金）貸付不承認決定通知書（様式第9号）を修学資金等貸付申込者または再就職準備金貸付申込者に交付しなければならない。
 - 4 会長は、前条第2項に規定する生活保護受給世帯の者に対する貸し付けの可否については、福祉事務所長に対し連絡するものとする。
 - 5 第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付契約書（様式第10号）以下「介護福祉士等修学資金貸付契約書」という。）または、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士実務者研修受講資金貸付契約書（様式第11号）（以下「実務者研修受講資

金貸付契約書」という。)、または社会福祉法人青森県社会福祉協議会再就職準備金貸付契約書(様式12号)(以下「再就職準備金貸付契約書」という。)に印鑑証明書を添えて会長に提出し、契約を交わすものとする。

6 会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合は、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付申込者から提出させるものとする。

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設等に就学しようとする者に対する貸し付けを行った場合

(2) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、前号以外の者に対する生活費加算を含む貸し付け決定を行った場合

(連帯保証人)

第7条 修学資金等貸付申込者及び再就職準備金貸付申込者(以下「貸付申込者」という。)は、連帯保証人を立てなければならない。この場合において、貸付申込者が未成年者である場合の連帯保証人は貸付申込者の法定代理人とする。

2 連帯保証人は、貸付申込者と連帯して債務を負担するものとし、生活保護受給世帯、またはこれに準ずる経済状況にあると認める世帯の者が連帯保証人になる場合は、これ以外の者を別に連帯保証人として立てなければならないものとするが、貸付申込者の家庭の経済状況等から、真に貸し付けが必要と認められる世帯については、この限りでない。

3 連帯保証人は、貸付申込者と同一市町村に居住する者とする。ただし、貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別の事情がある場合はこの限りでない。

4 外国籍の者が貸付申込者となる場合は、青森県に所在する事業所または施設の長を以て連帯保証人とする。

5 本事業における被貸付者(以下「本事業被貸付者」という。)が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長に連帯保証人変更願(様式第26号)を提出し、承認を受けなければならない。

(貸し付けの方法等)

第8条 会長は、第6条第5項の規定により契約を交わしたときは、速やかに本事業被貸付者に本事業による貸付金を交付しなければならない。

2 介護福祉士等修学資金(各種加算を含む。)は、第6条第5項の規定により締結した介護福祉士等修学資金貸付契約書で定める月から貸付契約の相手方が介護福祉士養成施設等を卒業する日の属する月までの期間において貸し付けをするものとする。

3 介護福祉士等修学資金に係る毎月の貸付金は、毎月10日(その日が日曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)、または土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日または土曜

日でない日)に分割または月決めの方法により交付する。

- 4 実務者研修受講資金及び再就職準備金は、第6条第5項の規定により締結した「実務者研修受講資金貸付契約書」または「再就職準備金貸付契約書」で定める交付日に貸し付けるものとする。
- 5 本事業による貸付金の交付は、貸付申込者または貸付申込者の法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みにより行うものとする。

(貸付契約の解除等)

第9条 会長は、介護福祉士等修学資金及び実務者研修受講資金の被貸付者（以下「当該被貸付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 会長は、介護福祉士等修学資金の貸付契約の相手方で介護福祉士養成施設等に在学する者（以下「修学生」という。）が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸し付けを行わないものとする。
- 3 会長は、修学生が貸付契約の解除・休止届（様式第13号）により修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除または休止を申し出たときは、その貸付契約を解除または休止するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第10条 会長は、本事業被貸付者が次の各項各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- 2 介護福祉士等修学資金の被貸付者
 - (1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、本要綱第4条第2項に定める施設等において、介護福祉士等としてその業務（介護等の業務若しくは相談援助の業務または局長通知の別添1に掲げる施設の長の業務をいう。以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合または中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年（在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上、

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。) 以内のものをいう。)が返還免除対象業務に従事した場合は、3年(在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする。以下同じ。)(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸し付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡またはその業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 実務者研修受講資金の被貸付者

(1) 実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年(在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする。以下同じ。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸し付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 再就職準備金の被貸付者

(1) 第4条第4項第1号の介護職員等として就労した日から県内において、2年の間、介護職員等の業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸し付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入し

ないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。
- 5 当該被貸付者が、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により介護福祉士養成施設等及び実務者研修施設の卒業年度に、介護福祉士試験または社会福祉士試験（以下「試験」という。）を受けることができなかった場合、または試験に合格できなかった場合において、当該被貸付者からの申請「受験予定申出書」（様式第 14 号）に基づき卒業年度の翌年度または翌々年度の試験を受ける意思があると会長が認めた場合における第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定の適用については、第 2 項第 1 号中「介護福祉士養成施設等を卒業した日」及び第 3 項第 1 号中「実務者研修施設を卒業した日」とあるのは、「介護福祉士養成施設等を卒業した日の属する年度から起算して翌々年度までの間において試験に合格した日」とする。
- 6 試験に合格した当該被貸付者（卒業年度の翌年度または翌々年度の試験に合格したものを除く。以下同じ。）が介護福祉士養成施設等及び実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に県内において介護福祉士等として返還免除対象業務に従事することができず、かつ、その業務以外の業務で社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業に係るものに従事した場合において、当該被貸付者から介護福祉士養成施設等を卒業した日から 2 年以内に、県内において介護福祉士等としてその業務に就く旨の申出があるときにおける、第 1 項の規定の適用については、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「1 年以内」とあるのは、「2 年以内」とする。
- 7 当該被貸付者のうち、介護福祉士養成施設等及び実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に、県内において、介護福祉士等としてその業務に就き、及び引き続き介護福祉士等としてその業務に従事した者が、他種の介護福祉士養成施設等（介護福祉士にあつては社会福祉士養成施設を、社会福祉士にあつては介護福祉士養成施設をいう。以下同じ。）での修学、または災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由のためその業務に従事せず、かつ、当該修学をした期間または当該理由の継続する期間経過後、引き続いて再び県内において、介護福祉士等としてその業務に従事した場合においては、その者を、先の介護福祉士等としてその業務に従事した期間と後の介護福祉士等としてその業務に従事した期間とを通じ、引き続き介護福祉士等としてその業務に従事した者とみなして第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定を適用する。
- 8 本事業被貸付者は、第 1 項の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書（様式第 15 号）に、業務従事期間満了報告書（様式第 16 号）を添えて会長に提出しなければならない。
- 9 本事業被貸付者は、「業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき」の規定により、本事業

による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書に医師の診断書を添えて会長に提出するものとする。ただし、本事業被貸付者が死亡したときは、同居の親族または連帯保証人が提出するものとする。

10 第5項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の申請は、当該卒業年度の試験を受けることができなかつた場合にあつては当該試験の期日の翌日から起算して1月以内に、当該試験に合格できなかつた場合にあつては当該試験に係る社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第3条（第25条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた日の翌日から起算して1月以内に、受験予定申出書を会長に提出して行うものとする。

11 会長は、第8項若しくは第9項または第14条第3項の規定により返還債務免除申請書を受理したときは、本事業による貸付金の返還の債務の全部または一部を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第11条 本事業被貸付者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を記載事項変更届（様式第17号）により会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所に変更があつたとき
- (2) 退学したとき
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたときまたは復学したとき
- (5) 本事業による貸し付けを辞退しようとするとき
- (6) 連帯保証人の氏名、住所または職業に変更があつたとき（第7条第5項に該当するときを除く。）

2 本事業被貸付者は、その業務に就き、またはその就業先若しくは就業地を変更し、若しくはその業務に従事しないこととなつたときは、業務従事届（様式第18号）または業務等変更届（様式第19号）を速やかに会長へ届け出なければならない。

3 連帯保証人は、本事業被貸付者が死亡したときは、速やかに被貸付者死亡届（様式第27号）を会長に提出しなければならない。

（返還）

第12条 当該被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するとき（他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から本事業による貸し付けを受けた期間（第9条第2項の規定により修学資金の貸し付けが行われなかつた期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内、ただし生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）に係る被貸付者については、修学資金の貸し付けを受けた期間の3倍に

相当する期間内として、返還計画書（様式第 20 号）にある最終返還日（以下「返還日」という。）までに貸付金を返還しなければならない。また、再就職準備金被貸付者は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から 6 か月以内に一括または月賦の均等払方式により、本事業による貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 当該被貸付者が、介護福祉士養成施設等を卒業した日（実務者研修施設にあつては、卒業した日または介護等の業務に従事する期間が 3 年に達した日のいずれか遅い日）から 1 年以内に、介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、または県内において介護福祉士等として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 当該被貸付者が、従事期間が 5 年（実務者研修受講資金被貸付者については 2 年）に達する前に介護福祉士等としてその業務に従事しないこととなったとき。（業務上の理由により死亡し、またはその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。）
 - (4) 再就職準備金被貸付者が、従事期間が 2 年に達する前に介護職員等の業務に従事しないこととなったとき。（業務上の理由により死亡し、またはその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。）
 - (5) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 第 10 条第 5 項及び第 6 項の規定は、前項第 2 号の規定による介護福祉士等修学資金及び実務者研修受講資金の返還について準用する。この場合において、同条第 5 項及び第 6 項中「第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号」とあるのは、「第 12 条第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の規定による介護福祉士等修学資金及び実務者研修受講資金の返還は、一括払のほか、月賦または半年賦の均等払によるものとする。
- 4 本事業被貸付者（本事業被貸付者が死亡したときは、連帯保証人。次項において同じ。）は、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、速やかに返還計画書を会長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により返還計画書を提出した本事業被貸付者が、本事業による貸付金の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更届（様式第 21 号）を会長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行の猶予）

第 13 条 会長は、当該被貸付者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、返還債務履行猶予申請書（様式第 22 号）の提出があつたときは、次の当該各号に掲げる事由が継続している期間、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設等に在学しているとき。

- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設等を卒業後、引き続き、他種の介護福祉士養成施設等において修学しているとき。
- 2 会長は、本事業被貸付者が次の各号に該当する場合であつて、返還債務履行猶予申請書の提出があつたときは、貸付金の返還の債務の履行が困難であると認められる場合において、次の当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 県内において返還免除対象業務または介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 会長は、返還債務履行猶予申請書を受理したときは、貸付額の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、本事業被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1) 死亡、または障害により貸付金を返還することが困難と認められるとき。返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、最終返還日到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。返還の債務の額の全部または一部
- (3) 県内において本事業による貸し付けを受けた期間以上、介護福祉士等として返還免除対象業務に従事したとき。返還の債務の額の一部
- 2 前項の規定による免除の額は、県内において、第10条に規定する業務に従事した期間を、本事業による貸し付けを受けた期間(この期間が2年に満たない場合は、2年とする。以下この項において同じ。)の2分の5(被貸付者が中高年離職者である場合にあつては、2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額(被貸付者が県内の過疎地域において介護福祉士等としてその業務に従事した場合にあつては、本事業による貸付金の返還の債務の額に県内の過疎地域における従事期間を本事業による貸付金の貸し付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値と県内の過疎地域以外の地域における従事期間を本事業による貸付金の貸し付けを受けた期間の2分の5に相当する期間で除して得た数値とを合計した数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を乗じて得た額以内の額)とする。
- 3 本事業被貸付者は、第1項の規定により本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書を会長に提出しなければならない。

(従事期間の計算)

第 15 条 従事期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から介護福祉士等の業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務（以下「特定業務」という。）に係る従事期間の計算は、特定業務に現に従事した日数（以下「特定業務従事日数」という。）を月数に換算し、その換算した月数と特定業務に従事するものと会長が認める期間の月数とのいずれか少ない月数による。

(1) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業に該当する同条第 2 項に規定する居宅介護または同条第 3 項に規定する重度訪問介護

(2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護または同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護

(3) 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 15 項に規定する夜間対応型訪問介護

(4) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）附則第 3 項に規定する家政婦等のうち、その主たる業務が介護等の業務

3 前項の場合において、特定業務従事日数を月数に換算するときは、15 日をもって 1 月とし、15 日未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(利子)

第 16 条 本事業にかかる貸付金は無利子とする。

(延滞利子)

第 17 条 会長は、本事業被貸付者が正当な理由がなく貸付額を本要綱第 12 条第 1 項に定めた日までにこれを返還しなかったときは、最終返還日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。この場合において、当該延滞利子の額が 100 円未満であるとき、またはその額に 100 円未満の端数があるときは、その金額または端数を切り捨てるものとする。

(会計)

第 18 条 本事業に関する会計処理にあたっては、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号）に基づき、サービス区分において、本事業の会計経理を明確にしなければならない。

2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。

3 本事業を廃止した場合の返還金は、事業を廃止した年度以降、毎年度、当該年度において返還された本事業による貸付額に相当する金額を青森県に返還するものとする。

4 会長は、毎会計年度当初に貸付事業計画書並びに貸付金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、青森県知事の承認を得なければならない。

(報告)

第19条 会長は、本事業による貸し付けの業務の状況について、貸付事業報告書を作成し、毎会計年度終了後2月以内に、青森県知事に提出するものとする。

(別表、平成29年度時点)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	43,300	41,360	39,490	37,460	35,510	33,560
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70歳以上	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

(ア)級地区分の適用については、その年度に公表された「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第百五十八号)」に準ずる。

附則

この要綱は、平成28年6月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月21日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日(以下「施行日という。’)以後に貸し付けを受けた修学資金について適用し、施行日前に貸し付けを受けた修学資金については、なお従前の例による。
- 3 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞利子については、当分の間の措置として、特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)を適用する。)また、平成26年4月1日以降の期間に対応する延滞利子については、当分の間措置として、返還すべき額につき年14.5パーセントを加算した割合を適用する。)

(注)「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

附則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

この要綱は、平成30年1月29日から施行する。